



神奈川県

KANAGAWA

令和8(2026)年度

神奈川県

中小企業制度融資のしおり



神奈川県中小企業制度融資とは

中小企業者の皆さまが、神奈川県信用保証協会の保証を付けた上で
金融機関から融資を受けることができる制度です。

目的等に応じて、長期・固定・低利の各種メニューをご利用いただけます。



令和8年度のポイント

原油・原材料高騰等対策特別融資

12月まで保証料補助を拡大

日産自動車関連対策特別融資

日産自動車株式会社追浜工場の車両生産終了等の影響を受ける方向けの融資を新設

モニタリング強化型特別融資

経営状況の把握に努める方向けの融資を新設

神奈川県中小企業制度融資の特長

3つの特長

長期

固定

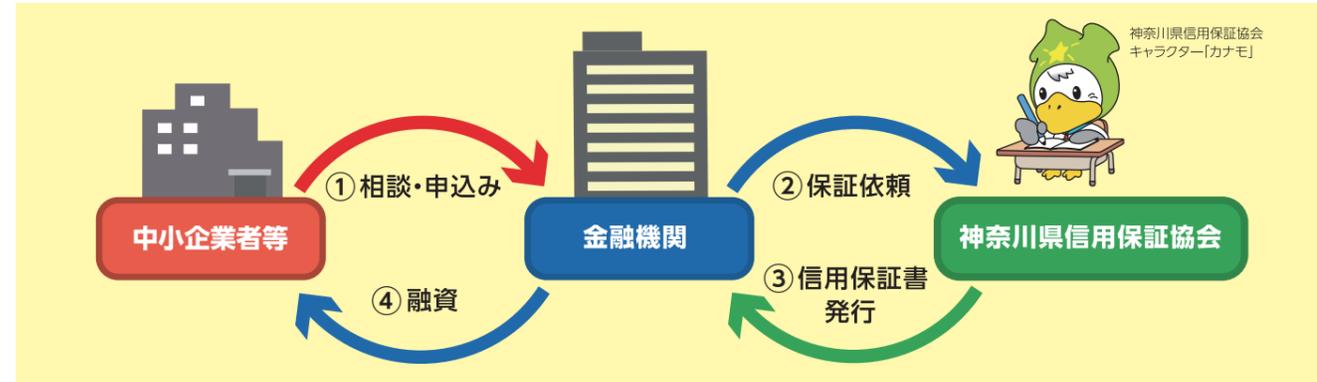
低利

神奈川県中小企業制度融資とは、中小企業者の皆さまが県内で行う事業活動に必要な資金を円滑に調達できるよう、神奈川県・神奈川県信用保証協会・金融機関の三者が連携して支援する制度です。

県が金融機関の貸付原資の一部を負担することで、長期・固定・低利な融資を実現しています。

また、中小企業者の皆さまが神奈川県信用保証協会に支払う保証料の一部を県が補助し、負担の軽減を図っています。

ご利用の流れ



①金融機関へ融資の相談をして、申し込みます。

②金融機関による審査の後、県信用保証協会に保証を依頼します。

③県信用保証協会が審査を行い、保証決定する場合は、「信用保証書」を発行します。

④金融機関が融資します。

※県の金融相談窓口、県信用保証協会にも金融相談等を行うことができます。

※審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

資金使途

原則として、**県内で行う事業活動に必要な資金**にご利用いただけます。

※設備資金は、県内に設置する設備が対象となります。

Pick up! 「創業特例」を利用すると、手厚い支援が受けられます!

ポイント	融資利率	保証料率
<ul style="list-style-type: none"> 創業向けに低金利、低い保証料率を適用 さらに経営指導や創業セミナー等を受けると、保証料なしで融資が受けられます! 	創業支援融資 固定2.2%以内	創業支援融資 一律 0.4%
ご利用いただける方 「創業支援融資」の対象者 これから創業する方、 創業後5年未満の中小企業者など	創業特例 固定2.0%以内 (他融資メニュー例)	創業特例 0.0% 保証料なし (他融資メニュー例)
+ 経営指導や創業セミナー等を受ける方	事業振興融資 固定3.0%以内	事業振興融資 0.45~1.90%

お申込みいただける方

次の要件をすべて満たしている方が、制度融資をお申込みいただけます。

- 神奈川県内で、事業を営んでいる、又は、事業を開始する中小企業者（個人、会社、NPO法人）及び協同組合等。 ※1 ※2
- 許認可等の必要な業種の場合は、当該許認可等を受けている。 ※3
- 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる（農林漁業・一部金融業等は対象外）。
- 銀行取引停止処分を受けていない。
- 原則として、信用保証協会が行った代位弁済による債務を負っていない。
- 原則として、税務申告を怠っていない。



※1 「中小企業者」とは、次の①又は②のいずれかに該当する方をいいます。

①会社の場合は資本金（資本の額又は出資の総額）又は常時使用する従業員数のいずれか、

個人事業者の場合は常時使用する従業員数が、下表に該当する方になります。

なお、「会社」には、監査法人、弁理士法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び行政書士法人も含まれます。公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人等その他の法人は、医業の場合を除き含まれません。

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運送業等 *	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医業を主たる事業とする法人（医療法人等）	—	300人以下

* 製造業、建設業、運送業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業及び医業以外の業種を言います。

【業種例】不動産業、通運事業、倉庫業、印刷業、出版業、電気・ガス・熱供給・水道業、保険媒介代理業、土石採取業、木材伐出業、鉱業

なお、政令で定められた次の業種については、下表に該当する方になります。

業種	資本金	従業員数
ゴム製品製造業（タイヤ製造業等を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

②特定非営利活動法人（NPO法人）は、下表に該当する方になります。

業種	従業員数
製造業、建設業、運送業、医業（主たる事業であること）等	300人以下
卸売業、サービス業	100人以下
小売業（飲食業を含む）	50人以下

※2 「協同組合等」とは、中小企業信用保険法第2条第1項第3号及び第4号並びに第7号から第11号までに該当する事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会等を指します。

【例】中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合等

※3 これから創業する方は、許認可等を取得済みであること又は確実に取得が見込まれることの確認が必要です。

神奈川県中小企業制度融資一覧① ★印のあるメニューは今年度の注目ポイントです。

ご利用いただける方	融資メニュー	融資対象 (「中小企業者等」とは、中小企業者、協同組合等を指します。)	融資限度額	融資利率 (年利・固定金利)	融資期間		保証料率 (補助後の料率)	備考
					運転資金	設備資金		
経営の安定 に取り組む方	セーフティネット保証5号	国が指定する業況の悪化している業種に属する事業を行っており、事業所の住所地を管轄する市町村長からセーフティネット保証5号の認定を受けている中小企業者等	別枠 8,000万円	1年超5年以内 : 2.0%以内 5年超10年以内 : 2.4%以内	1年超10年以内 (据置1年以内を含む)	—	0.68% ※	※ 従業員数30人超の場合、保証料率は0.85%となります。 ○ 指定業種の詳細については、中小企業庁のHP等でご確認ください。 ○ 市町村の発行する認定書が必要です。
	売上・利益減少対策融資	最近3か月もしくは6か月の売上高又は売上総利益額(粗利益)の合計が、直近3年のいずれかの年の同期と比較して減少している中小企業者等	8,000万円	1年超5年以内 : 2.0%以内 5年超10年以内 : 2.4%以内	1年超10年以内 (据置1年以内を含む)	—	0.45~1.52%	
	原油・原材料高騰等 対策特別融資 ★	原油・原材料高騰等(米関税措置を含む)の影響により、売上高又は売上総利益額(粗利益)が減少した中小企業者等		2年以内 : 1.5%以内 2年超5年以内 : 1.8%以内 5年超15年以内 : 2.2%以内	10年以内 15年以内 (据置1年以内を含む)	—	0.225~0.95% ※	※ 保証料率に対する県補助を拡充する令和8年12月までの保証料率です。 1月以降の保証料率(県補助後の料率)は0.36~1.52%となります(予定)。
	日産自動車関連対策 特別融資 ★	日産自動車株式会社追浜工場の車両生産終了等の影響により、売上高又は売上総利益額(粗利益)が減少した中小企業者等		2年以内 : 1.5%以内 2年超5年以内 : 1.8%以内 5年超15年以内 : 2.2%以内	10年以内 15年以内 (据置1年以内を含む)	—	0.225~0.95%	
	借換支援融資	県信用保証協会の保証付融資残高がある中小企業者等	8,000万円	2.5%以内	1年超10年以内 (据置1年以内を含む)	—	0.45~1.52%	
	協調支援型特別融資	ア 申込金融機関から本保証付き融資の実行と原則同時に、本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受ける中小企業者等	2億8,000万円	2.5%以内	10年以内 (運転資金は据置1年以内、 設備資金及び運転設備資金は据置3年以内を含む)	—	0.30~1.27%	○ 所定の経営行動計画書の作成が必要です。
		イ 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等						
	モニタリング強化型 特別融資 ★	認定経営革新等支援機関※との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行う中小企業者等	2億8,000万円				0.23~0.95%	※ 神奈川県産業振興センター、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会又は土業等の専門家など国の認定を受けた支援機関
	リターンアシスト 長期保証融資	返済条件の緩和を行っている県信用保証協会の保証付融資残高があり、その残高を経営改善計画の取組の一環として借り換えることにより借入債務の正常化を図る中小企業者等	1億6,000万円 ※1	10年以内 : 2.2%以内 10年超15年以内 : 2.7%以内	15年以内	—	0.45~1.52%	○ 所定の事業計画書の作成が必要です。
	リターンアシスト 長期保証融資(別枠保証)	「リターンアシスト長期保証融資」の融資対象に該当する方で、事業所の所在地を管轄する市町村長からセーフティネット保証1~8号のいずれかの認定を受けている中小企業者等					1~4,6号:1.00% 5号:0.68% ※2 7,8号:0.85%	※1 リターンアシスト長期保証融資(別枠保証)を利用する場合、別枠となります。 ※2 従業員数30人超の場合、保証料率は0.85%となります。 ○ 所定の事業計画書の作成が必要です。 ○ 市町村の発行する認定書が必要です。
事業再生・再建 に取り組む方	事業再生サポート融資	神奈川県中小企業活性化協議会等の指導もしくは助言又は経営サポート会議等の検討により作成された事業再生計画等に従って事業再生に取り組む中小企業者	別枠 2億8,000万円	10年以内 : 2.5%以内 10年超15年以内 : 3.0%以内	15年以内 (据置1年以内を含む)	—	0.80又は1.00%	
	経営改善・ 再生支援強化枠	「事業再生サポート融資」の融資対象に該当する方で、資材高騰や物価高、人手不足等の影響を受けた中小企業者			15年以内 (据置3年以内を含む)	—	0.40%	
	災害対応融資	ア 自然災害等により設備や建物等が被害を受けた中小企業者等	2億8,000万円	2年以内 : 1.5%以内	10年以内 15年以内	—	0.26~1.42%	○ 市町村等の発行する災害届出証明書等が必要です。
		イ 自然災害等により市町村長からセーフティネット保証4号の認定を受けている中小企業者等	別枠 2億8,000万円	2年超5年以内 : 1.8%以内	10年以内 15年以内	—	1.00%	○ 市町村の発行する認定書が必要です。
ウ 激甚災害に指定された自然災害等により設備や建物等が被害を受けた中小企業者等		別枠 2億8,000万円	5年超15年以内 : 2.2%以内	10年以内 15年以内 (据置2年以内を含む)	—	1.00%	○ 市町村等の発行する災害証明書等が必要です。	
中小企業者等 の方全般	事業振興融資	中小企業者等	2億円	1年以内 : 2.1%以内 1年超15年以内 : 3.0%以内 (1年超は変動金利も可※)	10年以内 15年以内 (据置1年以内を含む)	—	0.45~1.90%	※ 変動金利は取扱金融機関の短期プライムレートに0.8%を加えた利率を上限に設定するものとします。 ○ 信用保証は金融機関の任意となります。信用保証なしの場合は、金融機関所定の固定金利となります。
生産性向上 に取り組む方	生産性向上支援融資	ア 国の認定を受けた経営力向上計画に従って、経営力向上に係る新事業を実施する、又は事業承継を行う中小企業者等	別枠 8,000万円	2.2%以内	10年以内 15年以内 (据置1年以内を含む)	—	0.34%	※ 経済産業大臣から同意を得た導入促進基本計画を作成した市町村(特定市町村)に限ります。
		イ 市町村※の認定を受けた先端設備等導入計画に従い先端設備等を導入する中小企業者等	別枠 8,000万円					
		ウ ア又はイに加え、生産効率が向上する設備を導入することで、省エネ効果も見込まれる事業計画について金融機関の確認を受けた中小企業者等	別枠 8,000万円 ※1					
小規模な事業 を営む方	企業経営の未病改善対象 小口零細企業保証資金	従業員数20人(卸売業・小売業・サービス業の場合は5人)以下の小規模企業者	2,000万円 ※1	1年以内 : 1.6%以内 1年超5年以内 : 2.0%以内 5年超10年以内 : 2.4%以内	10年以内 (据置6か月以内を含む)	—	0.50~1.76%	※1 融資限度額は、保証協会(他の保証協会を含む)の既存保証の残高を含めて2,000万円です。 ※2 小口零細企業保証資金の融資限度額の範囲内で500万円までとなります。
	ミニ		500万円 ※2	2.2%以内 (金融機関所定の変動金利も可)	5年以内 (据置6か月以内を含む)	—	0.40~1.32%	
	企業経営の未病改善対象 小規模クイック融資	従業員数30人(卸売業・小売業・サービス業の場合は10人)以下の中小企業者	4,000万円	1年以内 : 金融機関 所定金利 1年超5年以内 : 2.2%以内 5年超7年以内 : 2.4%以内 7年超10年以内 : 2.7%以内 (全融資期間で変動金利も可※)	10年以内 (据置6か月以内を含む)	—	0.45~1.52%	※ 変動金利は金融機関所定の利率となります。 ○ 通常の融資よりも、スピーディーな融資実行が可能です(県信用保証協会の保証付き融資を初めて利用する場合を除く)。
BCP策定 に取り組む方	企業経営の未病改善対象 BCP策定支援融資	事業継続計画(BCP)の策定や事業継続計画(BCP)に基づく対策を行う中小企業者等	8,000万円	2.0%以内	1年超10年以内 1年超15年以内 (据置1年以内を含む)	—	0.45~1.52%	○ 「事業継続力強化」又は「連携事業継続力強化」に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた場合、別枠となります。

神奈川県中小企業制度融資一覧②

2026年4月1日現在

ご利用いただける方	融資メニュー	融資対象 (「中小企業者等」とは、中小企業者、協同組合等を指します。)	融資限度額	融資利率 (年利・固定金利)	融資期間		保証料率 (補助後の料率)	備考
					運転資金	設備資金		
創業する方 又は 創業後5年未満の方	創業支援融資	創業前 ア 事業を営んでいない個人で、1か月以内に個人事業を開始する予定の方 イ 事業を営んでいない個人で、2か月以内に会社を設立し事業を開始する予定の方 ウ 分社化により別会社を設立し、事業を開始する予定の中小企業者	3,500万円	2.2%以内	1年超10年以内 (据置1年以内を含む)		0.40%	○ 創業前及び創業後1年未満の場合は、所定の事業計画書の作成が必要です。 ○ 創業の起点は、法人は登記簿上の設立年月日、個人は客観的事業着手日(税務署に提出した個人事業開業届出書の開業日等)で確認します。 ○ 担保は不要です。 ○ 次の要件を満たす場合、「スタートアップ創出促進保証」(保証料率を0.2%上乗せすることで経営者保証が不要となる制度)を利用することができます。 ① イ、ウ、オ、カ、キ、クに該当する会社 ② 融資申込受付時点において税務申告1期未満の場合、創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有している ③ 所定の創業計画書を作成している ④ 創業3年目と5年目に専門家による経営者保証ガイドラインの充足状況の確認と助言を受け、チェックシートを金融機関に提出する
		創業後 エ 事業を営んでいない個人が個人事業を開始してから5年未満の方 オ 事業を営んでいない個人が設立した会社で、5年未満の中小企業者 カ 分社化により設立され、設立の日から5年未満の中小企業者 キ 事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人事業を開始してから5年未満の中小企業者						
		再挑戦 ク 経営状況の悪化により事業を廃止又は会社を解散してから5年未満で、ア・イ・エ・オ・キに該当する方						
	創業特例	上記アからクに該当する方のうち、 ① 融資申込前に創業支援機関(神奈川県産業振興センター、商工会、商工会議所等)の経営指導を受け、かつ、融資実行後も概ね2回以上の経営指導を受ける方 ② 国が認定した市町村の特定創業支援等事業を利用した方(創業前の場合は創業の6か月前から利用可)		2.0%以内			0.00% 保証料なし	
事業承継 に取り組む方	事業承継関連融資	ア 事業承継を10年以内に行う事業承継計画を策定し、実行に取り組む中小企業者等 ※1	8,000万円	2.0%以内	1年超10年以内 (据置1年以内を含む)		0.45~1.52% ※5	※1 神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター、金融機関、認定経営革新等支援機関又は県信用保証協会の支援を受ける必要があります。 ※2 経営承継円滑化法に基づく県(中小企業支援課)の認定が必要です。 ※3 一定の要件とは、以下の項目です。 ①事業承継計画を策定している ②持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有している ③事業会社が保証対象業種となる事業を行っている ※4 一定の要件とは、以下の項目です。 ①資産超過である ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内である ③法人・個人の分離がなされている ④返済緩和している借入金がない ※5 ク、ケは中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた場合、保証料率は0.20~0.92%となります。 ○ ア、イ、キ、クは所定の事業計画書の作成が必要です。
		イ 事業承継をした日から5年未満で、事業計画を策定し、経営の安定化や事業の拡大に取り組む中小企業者等						
		ウ 事業承継を実施後、株式や事業用資産等の取得を行う中小企業者 ※2	別枠 8,000万円					
		エ 事業承継を実施後、株式や事業用資産等の取得を行う中小企業者の代表者個人 ※2	8,000万円					
		オ 他の中小企業者の事業の承継を実施するため、株式や事業用資産等の取得を行う中小企業者 ※2	別枠 8,000万円					
		カ 他の中小企業者の事業の承継を実施するため、株式や事業用資産等の取得を行う事業を営んでいない個人 ※2	8,000万円					
		キ 事業承継計画に基づき、事業会社の株式の集約化を行う一定の要件(※3)を全て満たす持株会社	2億8,000万円					
		ク① 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定し、一定の要件(※4)を全て満たす中小企業者等(個人事業者を除く)	8,000万円					
		ク② 令和2年1月1日から令和7年3月31日の期間内に事業承継を実施し、事業承継日から3年を経過しておらず、一定の要件(※4)を全て満たす中小企業者等(個人事業者を除く)						
ケ 認定申請日から3年以内に事業承継を予定し、一定の要件(※4)を全て満たす中小企業者(個人事業者を除く) ※2	別枠 8,000万円							
脱炭素・ カーボン ニュートラル に取り組む方	脱炭素(カーボンニュートラル)促進融資	ア 県の認定を受けて、低公害車の購入、公害防除施設等もしくは環境負荷低減のための施設等の設置、改善等又は公害防止のための工場等の移転を行う中小企業者等	8,000万円 ※1 イは2億円 ウは3,000万円 ※2 ※3	2.0%以内	1年超7年以内 10年以内 (据置1年以内を含む)	1年超10年以内 (据置1年以内を含む)	0.125~0.85% ※4	※1 ア、イ、エの運転資金は設備資金の1/2が限度額となります。 ※2 ウの省エネ設備等の設置費用は、再生可能エネルギー発電設備の設置費用と同額が限度額となります。 ※3 イは8,000万円とは別に2億円、ウは8,000万円に含めて3,000万円が限度額となります。 ※4 次の場合、信用保証は金融機関の任意となります。 エ(設備のみの場合)、オ ○ ウ、オは所定の事業計画書の作成が必要です。 ○ 県の認定に関するお問合せ先 ア・・・環境課、イ・・・県資源循環推進課
	イ 県の認定を受けて、産業廃棄物処理施設の整備を行う中小企業者等							
	ソーラー発電等促進融資	ウ 再生可能エネルギー発電設備もしくはそれと同時に省エネ設備等を設置、又は蓄電池を導入する中小企業者等						
	地球温暖化対策省エネ設備等導入融資	エ 省エネ設備等を導入する中小企業者等						
	電気自動車等・充電設備導入融資	オ 電気自動車、燃料電池自動車又は電気自動車の充電設備を導入する中小企業者等			1年超10年以内 (据置1年以内を含む)			
SDGs に取り組む方	SDGsパートナー支援融資	ア 「かながわSDGsパートナー」として県に登録されている中小企業者等 ※	2,000万円	2.2%以内	1年超10年以内 15年以内		0.35~1.42%	※ 事前に県(いのち・未来戦略本部室)への登録が必要です。 ○ イは所定の事業計画書の作成が必要です。
		イ アに該当し、SDGsの取組に関する事業計画書を策定して計画を実行する中小企業者等	4,000万円	2.0%以内				
	パートナーシップ構築宣言支援融資	ウ 「パートナーシップ構築宣言」に登録している中小企業者等	2,000万円	2.2%以内	(据置1年以内を含む)			

◇一覧については、内容を要約している場合や記載していない融資メニューがあります。また、NPO法人、医療法人、協同組合等は一部ご利用いただけないメニューがあります。
◇融資利率は、市中金利の動向により年度途中において改定する場合があります。
◇返済方法は割賦返済です(融資期間1年以内の場合は一括返済可)。
◇企業経営の未病改善対象:「企業経営の未病CHECKシート」によるチェック結果をもとに、商工会、商工会議所又は神奈川県産業振興センター等の支援を受けながら経営課題の改善に取り組むと、信用保証料が割引されます。

◇別枠とは、一般枠(2億8,000万円)の融資限度額とは別の枠で融資利用可能な限度額枠のことです。
◇据置期間とは、融資実行当初に元金の返済が猶予される期間のことです。この間も利息の支払いは必要です。
◇各融資において、担保、保証人が必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則求めません。
◇事業者選択型経営者保証非提供制度により、保証料率に0.25%又は0.45%上乗せすることで経営者保証を不要とすることができる場合があります。
◇保証料率は県補助の拡充等により変更する場合があります。

